



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年10月30日金曜日 第2113号外1

### ◇ 目 次 ◇

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則..... 1

### 告 示

愛媛県メディカルコントロール協議会規程 ..... 1

### 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... 2

## 規 則

### ○愛媛県規則第54号

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年10月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則（昭和28年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>別表（第2条関係）</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           省略            愛媛県消費者苦情処理審査会委員            愛媛県メディカルコントロール協議会委員            省略         </div>	<b>別表（第2条関係）</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           省略            愛媛県消費者苦情処理審査会委員            省略         </div>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1337号

愛媛県メディカルコントロール協議会規程を次のように定める。

平成21年10月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県メディカルコントロール協議会規程

（趣旨）

**第1条** この規程は、消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8第1項の規定に基づき設置される愛媛県メディカルコントロール協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

**第2条** 協議会は、委員21人以内で組織する。

（委員）

**第3条** 協議会の委員は、消防法第35条の8第2項各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（会長）

**第4条** 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 協議会は、調査審議のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、県民環境部防災局消防防災安全課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

訓 令

○愛媛県訓令第25号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年10月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表第4（第4条関係） 知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項						別表第4（第4条関係） 知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項							
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者					知事	専決者			
				部 長	局 長	課 長					部 長	局 長	課 長
消 防 防 災 安 全 課	1・2 省略					消 防 防 災 安 全 課	1・2 省略						
	3 消防法の 施行に關 する事務	1 一般消防に關する こと。					3 消防法の 施行に關 する事務	1 一般消防に關する こと。					
		(1)・(2) 省略						(1)・(2) 省略					
		(3) 救急業務の実施要 請等（第35条の9）						(3) 救急業務の実施要 請等（第35条の6）					
	2～4 省略						2～4 省略						
	5 傷病者の搬送及び傷 病者の受入れの実施基 準に關すること。												
	(1) 実施に關する基準 の策定（第35条の5 第1項、第5項）		—										
(2) 協議会の意見聴取 （第35条の5第4項、 第6項）			—										

	(3) <u>実施に関する基準</u> <u>の変更（第35条の5</u> <u>第1項、第5項、第</u> <u>6項）</u>		—						
4～12	省略								

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。